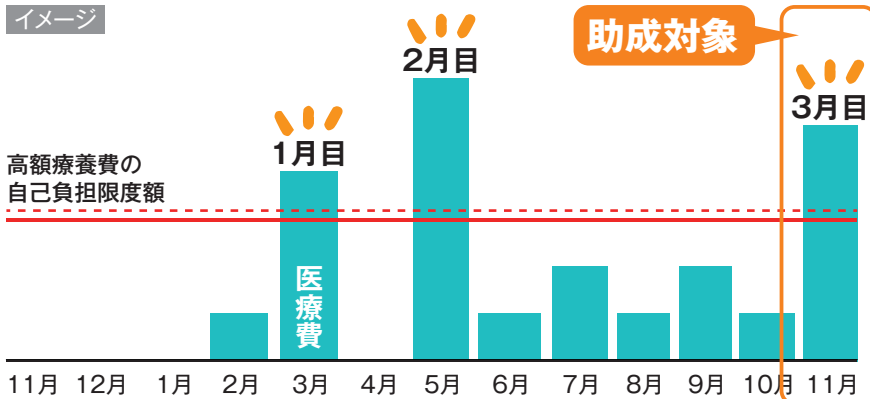


B型・C型肝炎が原因の 肝がん・重度肝硬変の医療費は 治療3月目から助成が受けられます。

R3.4.1～
助成対象に
肝がんの通院追加



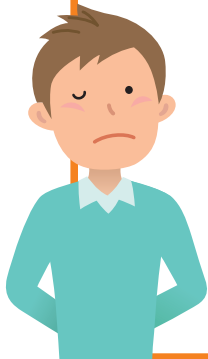
イメージ



過去1年以内に肝がん・
重度肝硬変の医療費が
**3月以上高額療養算定
基準額を超える場合に**
自己負担が**1万円**
となります。

次のすべての要件を満たす方が対象者です

- B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断された方
- 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（※分子標的薬を用いた化学療法〈「肝動注化学療法」「粒子線治療」を含む〉に限る）を受けている方
- 年収が約**370万円**以下であること
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける方



医療費の助成方法



窓口の自己負担額が1万円となります。

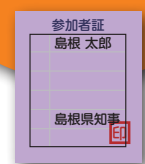
※参加者証を窓口で提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を島根県に対して行ってください。



償還払いで自己負担額が1万円となります。

※窓口でいったん一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を島根県に対して行ってください。

助成の利用には
県の発行する
参加者証が必要です。
※有効期間は1年です。
要件を満たせば
更新もできます。

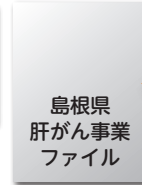


詳細は中面へ

制度の流れ



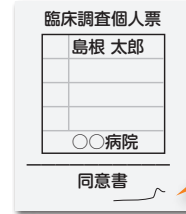
肝がん・重度肝硬変で高額療養費のひと月の上限額を超える入院・通院治療を受けた場合、**医療記録票**を受け取り、治療を受けるたびに医療機関で記録してもらいます。



専用ファイルでお渡しします



高額療養費の上限額を超えた月が過去1年以内に2回目になると**参加者証**の申請ができます。主治医の先生に**臨床調査個人票**を記載してもらい、必要な書類とともに最寄りの保健所へ参加者証の申請を行ってください。 ※診断書料がかかることがあります。

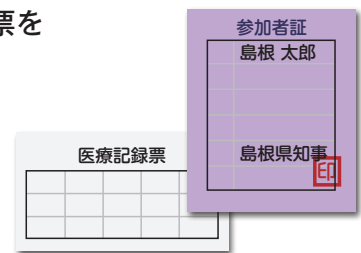


同意書欄には申請者のサインが必要です

参加者証が届いたら...



肝がん・重度肝硬変の治療を受ける際に参加者証と医療記録票を医療機関に提示し、引き続き記録していきます。指定医療機関で受けた高額療養費の上限額を超える入院医療または通院医療が過去1年間で**3月以上**となる場合助成を受けることができます。



※連続した3月である必要はありません

自己負担が1万円に

償還請求

通院の場合は償還払いにより助成されます。

会計の際に医療機関や保険薬局（通院の場合）の窓口で医療記録票への医療費等の記載を依頼してください。

※医療記録票の記載金額をもとに償還額が算定されます。

償還請求は、下記の流れで行います。



医療費（10割）

窓口負担額（3割等）

保険者負担（7割等）

自己負担上限額

高額療養費

※注 高額療養費は、医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合がありますので、医療保険者にご確認ください。

1万円

公費助成額

本事業では1万円と高額療養費制度の自己負担上限額の差額が公費助成されます。



参加者証の申請に必要な書類

参加者証
島根 太郎
島根県知事

申請が可能なのは、下記の方となります。

70歳未満

高額療養の限度額適用認定証が「エ」または「オ」

70歳～74歳

被保険者証の自己負担割合が2割または特例による1割

75歳以上

被保険者証の自己負担割合が2割または1割

申請には年齢・医療保険上の区分により右記の書類が必要です。

70歳
未満
の方

- 参加者証交付申請書・保険者照会同意書
- 臨床調査個人票と同意書
- 被保険者証のコピー
- 医療記録票のコピー
- 住民票の写し ※コピー不可
- 高額療養の限度額適用認定証などのコピー
- 肝炎治療受給者証 ※核酸アナログ製剤治療者のみ

70歳
～
74歳
の方

- 参加者証交付申請書・保険者照会同意書
- 臨床調査個人票と同意書
- 被保険者証と高齢受給者証のコピー（自己負担割合2割または1割）
- 医療記録票のコピー

※以下は公的医療保険の区分によって異なります

【高額療養費の限度額適用認定証等（区分：区分ⅠまたはⅡ）をお持ちの方】

- 高額療養の限度額適用認定証などのコピー
- 住民票の写し ※コピー不可

【高額療養費の限度額適用認定証等（区分：一般）をお持ちの方】

- 世帯全員の課税証明書 ※コピー不可
- 世帯全員の住民票の写し ※コピー不可

- 肝炎治療受給者証 ※核酸アナログ製剤治療者のみ

75歳
以上
の方

- 参加者証交付申請書・保険者照会同意書
- 臨床調査個人票と同意書
- 後期高齢者医療被保険者証のコピー（自己負担割合2割または1割）
- 医療記録票のコピー

※以下は公的医療保険の区分によって異なります

【高額療養費の限度額適用認定証等（区分：区分ⅠまたはⅡ）をお持ちの方】

- 高額療養の限度額適用認定証などのコピー
- 住民票の写し ※コピー不可

【高額療養費の限度額適用認定証等（区分：一般）をお持ちの方】

- 世帯全員の課税証明書 ※コピー不可
- 世帯全員の住民票の写し ※コピー不可

- 肝炎治療受給者証 ※核酸アナログ製剤治療者のみ

※ただし、医療保険の区分により参加者証の有効期間中に追加で書類を求める場合があります。
参加者証の有効期間は、保健所で申請書を受け付けた月の初日から起算して1年間です。

【参加者証の申請窓口】 お住まいの地域を管轄する保健所

償還請求時に必要な書類



- 医療費償還払い請求書（別紙様式第7号）
- 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
- 請求者の参加者証のコピー
- 医療記録票のコピー
- 償還請求を求める月において受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領収書及び診療明細書
- 口座振替申出書 ※初めて償還払請求をする場合のみ
- 肝炎治療受給者証 ※核酸アナログ製剤治療者のみ

参考：高額療養費制度

ひと月で支払った医療費が自己負担上限額を超えた場合にその超えた金額が給付される制度です。

◆肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象になるのは以下の区分の方

年齢区分	所得区分 (限度額適用認定証等における適用区分)		窓口負担割合	ひと月の上限額（世帯ごと） 【多数回該当】	
				外来（個人ごと）	
70歳未満	工	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	3割	—	57,600円 【多44,400円】
	オ	住民税非課税世帯		—	35,400円 【多24,600円】
70歳以上75歳未満	Ⅲ (一般)	年収約156万～約370万円 健保：標報26万円以下 国保：課税所得145万円未満等	2割	18,000円 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	Ⅱ (低所得Ⅱ)	住民税非課税		8,000円	24,600円
	Ⅰ (低所得Ⅰ)	住民税非課税 (年金収入80万円以下など)		8,000円	15,000円
75歳以上	Ⅲ (一般Ⅱ)	課税所得28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で200万円以上など	2割	6,000円＋(医療費－30,000円)×0.1 又は18,000円のいずれか低い額※1 (年14万4千円)	57,600円 【多44,400円】
	Ⅲ (一般Ⅰ)	・課税所得28万円未満 ・課税所得28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で200万円未満など	1割	18,000円 (年14万4千円)	
	Ⅱ (低所得Ⅱ)	住民税非課税		8,000円	24,600円
	Ⅰ (低所得Ⅰ)	住民税非課税 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	

※令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、ひと月の外来負担増加額は3,000円までに抑えられます。（配慮措置）
令和7年10月1日以降は「18,000円（年14万4千円）」となります。

お問い合わせ先

松江保健所 医事・難病支援課 ☎0852-23-1315
雲南保健所 医事・難病支援課 ☎0854-42-9641
出雲保健所 医事・難病支援課 ☎0853-21-8785
県央保健所 医事・難病支援課 ☎0854-84-9825

浜田保健所 医事・難病支援課 ☎0855-29-5555
益田保健所 医事・難病支援課 ☎0856-31-9548
隠岐保健所 総務医事課 ☎08512-2-9702
島根県 健康福祉部 健康推進課 ☎0852-22-6195

島根県 肝がん

検索

各申請様式は以下のURL等からダウンロードできます。

島根県 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/shippei/kangan/kangan-jyuudokankouhen-chiryoukenkyuu.html>

